

新潟市内8区料亭等への芸妓派遣 制度概要

新潟市内8区に所在する料亭等のうち、所定の要件を満たす料亭等が企画する宴席に対し、古町芸妓を原則無料で派遣する。

- 派遣対象 新潟市内8区所在の割烹等のうち、以下の要件を全て満たす者
 - ①それぞれ独立した和室の個室が複数あり、そのうち芸妓派遣の会場となる個室は概ね40帖以上の広さがあること。
 - ②通常の営業形態において、古町芸妓が玄関を入ってから、他の一般客の目に触れずに会場に出入りができる構造であること。
 - ③会場では、顧客が飲食等に使用するスペースとは別に6帖程度の演舞スペースが確保できること。また、顧客の飲食スペースと演舞スペースの間にはソーシャルディスタンスが保てること。
 - ④新潟市による「事業者向け新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン集」に掲載されている各種感染防止対策が徹底されていること。
 - ⑤芸妓が待機する控室が確保できること。
- 派遣期間 令和2年10月8日(木)～令和3年1月31日(日)（予算額に達し次第、終了）
 ※12月28日(月)～1月10日(日)は対象除外期間。
- 利用意向 令和2年9月28日(月)～令和2年10月20日(火)
 調査期間 利用予定のある料亭等は必ず期間中に利用意向表明を行うこと。
- 申込期間 令和2年9月28日(月)申込開始（派遣希望日の10日前までに申し込むこと）
- 対象費用 ○ 芸妓派遣費用(いわゆる『花代』。既定の時間・人数【1時間・3名】以内の派遣に限り、往復移動時間も含め、全額(最大140,100円分)助成対象)
 ○ 芸妓派遣に係る往復交通費(タクシー代実費)
 ○ 派遣調整手数料(派遣人数によらず、派遣1件につき@5,000円)
- 派遣条件 ①利用意向調査期間に利用意向を表明していること。
 ②料亭等が自店で主催または開催する宴席で、顧客20名以上が参加すること。
 ③派遣希望日の10日前までに所定の手続きにおいて正式申込を行うこと。
 ④芸妓派遣については、会場の状況や芸妓の予約状況等を勘案して、その可否を判断する。
 ⑤宴席は、12時以降に開始し、また20時までに終了するものに限り、そのうち古町芸妓の派遣は、1時間を限度とする。(移動時間を除く)
 ⑥芸妓の指名はできない。
 ⑦原則として、料亭等1軒につき、期間中1度の利用に限る。
 ⑧利用申込や完了報告等、規定された諸手続きを虚偽なく、遅滞なく行うこと。

- 派遣人数 客数20名以上に対し、古町芸妓3名以内を派遣する
- 備 考
- ・料亭等は、派遣可否の照会からその後の諸手続き全てについて、新潟三業協同組合を通じて行う。
 - ・11月以降の予約に関しては、その中止・取消に対して、開催日の3週間前から助成費用相当額の50%分の取消手数料が発生する。
 - ・対象事業において、申込者による規定等の違反や不正等が判明した場合、その時期を問わずに派遣決定を取り消す。すでに事業が実施され、派遣が完了していた場合は、申込者に費用全額を請求する。
- 問合・申込 新潟三業協同組合
TEL:025-222-2237 FAX:025-228-5603
対応時間 毎週月曜日～金曜日(祝祭日除く) 午前10時～午後4時
- 古町芸妓育成支援協議会(新潟商工会議所 まちづくり支援課)
TEL:025-223-6272 FAX:025-229-1788
対応時間 毎週月曜日～金曜日(祝祭日除く) 午前9時～午後5時30分